

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成29年11月8日 18時35分ごろ
発生場所	阪神港浜寺航路（浜寺航路第9号灯標） （概位 北緯34°33.5′ 東経135°23.4′）
事故の概要	ケミカルタンカー第二十五大精丸 ^{たいせい} は、西進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ケミカルタンカー 第二十五大精丸、499トン 135822、株式会社小野回漕店
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士、三級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	本船 船橋右舷側手すりに曲損等、右舷船尾部外板に擦過傷 灯標 プラットホーム構造物に破断及び曲損、標柱に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか4人が乗り組み、溶融硫黄約800tを載せ、阪神港堺泉北第4区を出港して浜寺航路を西進していた。 船長は、船橋当直を航海士に任せても支障ないものと思い、同航路の右側端へ寄せる針路として正船首やや右側に浜寺航路第9号灯標（以下「9号灯標」という。）の灯光を見る態勢とし、引継ぎを行った後、航海士に任せて降橋した。 本船は、約10ノットの対地速力で手動操舵により西進中、航海士が、9号灯標まで相当の距離があるものと思い、自動操舵に切り換えて後続する同航船を目視で確認し、続いて海図の確認などを行った後、浜寺航路に沿う針路にする目的で左転を始めたところ、右舷船首至近に9号灯標の灯光を認め、左舵一杯に続いて右舵一杯を取ったものの、9号灯標に衝突した。
分析	本船は、阪神港浜寺航路を西進中、航海士が、9号灯標まで距離があるものと思い、船位の確認を適切に行っていなかったことから、9号灯標に接近していることに気付かず、9号灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、阪神港浜寺航路を西進中、航海士が、船位の確認を適切に行っていなかったため、9号灯標に接近していることに気付かず、9号灯標に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・夜間に航路等を通航する際は、目視に加えてレーダー等の航海計器を有効に活用するなどして船位の確認を適切に行うこと。
- ・出入港時は、船長が自ら操船を指揮すること。